

随意契約理由書

件名	豊中市立文化芸術センター中ホール舞台吊物機構改修工事
契約の相手方	三精工事サービス株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、文化芸術センター中ホール舞台機構が経年による老朽化のため、舞台吊物装置の電動巻上機・ワイヤロープ・緞帳・諸幕等の更新を行うものです。</p> <p>舞台機構と緞帳、諸幕は一体的に整備され、連動して作動することが重要であり、本工事は既存設備を一部存置した改修となるため、施工に際して既存機器の重量制限やシステム特性等含めた調整が不可欠であり、本工事の施工部分と既存の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既存の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあります。</p> <p>このことから、現在、本ホールの舞台機構の保守管理を委託している三精工事サービス株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	

随意契約理由書

件名	なつめ橋外補強工事
契約の相手方	光耀建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号
随意契約理由	<p>本工事は現在施工中である「なつめ橋外改修工事」に引き続いての耐震補強工事であり、「なつめ橋外改修工事」の発注時点においては、耐震補強の設計中であったが、工法が確定したことにより改修工事の足場を共有して施工することが可能となったものです。</p> <p>本工事の実施に当たっては、「なつめ橋外改修工事」を受注している光耀建設株式会社に履行させることにより、準備工の削減による工期短縮と足場の共有による仮設費の節減が図られ、現場条件にも精通し、円滑な工事の遂行が確保できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当することにより、随意契約を締結するものです。</p>
備考	